

# 東京都耐震改修促進計画の改定（案）に対する主な意見

## 1 意見募集の概要

募集期間：平成28年2月18日から同年3月3日まで

募集方法：東京都ホームページにより募集

意見の件数：4通（15件）

## 2 主な意見の概要

項目	意見の概要	都の見解
対象建築物	対象建築物を「新耐震基準導入以前に建築された建築物」としているが、新耐震基準導入以降の建築物も被害は発生する。また、構造部材だけではなく、非構造部材や建築設備などの機能維持も必要であるため、新耐震以降の建築物も視野に入れた取組が必要ではないか。	過去の大地震では、新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入前に建築された建築物に被害が集中しているため、新耐震基準導入前に建築された建築物を対象としています。 なお、新耐震基準導入以降の建築物や非構造部材などを対象とした取組については、第4章（3）「既存建築物における適切な維持保全に向けて（P82）」に記載しています。
特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化	特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震診断が95%終了していることから、診断だけではなく補強設計にも対応できる技術者の情報を公表していくべき。	都は、建築士団体と連携して建築士の技術力の維持・向上のための講習会を開催し、一定の技術力を有した耐震診断技術者の名簿を公表してきました。 沿道建築物の診断が進んできていることから、補強設計や耐震改修等についての講習内容も充実させてきています。
	設計費用や一般工法への改修工事費助成だけでなく、免震工法などの特殊工法の補助金についても増額してほしい。	免震工法などの特殊工法については、既に耐震改修助成の単価を引き上げており、一般的な工法よりも充実した助成制度としています。 なお、特殊工法の耐震改修助成については、第3章1（1）1）②才「耐震改修等の費用の助成（P44）」に記載しています。
	特定緊急輸送道路沿道建築物については、 $I_s$ 値0.3未満の建築物の解消を掲げているが、一般に耐震性が低い建築物ほど耐震改修を行うのが難しいため、段階的な耐震改修（まずは $I_s$ 値0.3以上に改修）への補助制度についても検討するべきではないか。	最終的に $I_s$ 値が0.6以上となる工事で、何期かに分けて段階的に工事 <sup>*</sup> をする場合については、補助が可能としています。 なお、段階的な耐震改修助成については、第3章1（1）1）②才「耐震改修等の費用の助成（P44）」に記載しています。 ※例：工事前 $I_s$ 値0.2→1期工事（平成31年度までに） $I_s$ 値 0.4→2期工事（平成37年度までに） $I_s$ 値0.6
	補強が困難な建築物（住民の高齢化が進むマンション等）が多く残る中、補強計画における建築主との打合せや検討に多くの時間を要することとなるため、その検討作業に対して、支援を検討してほしい。	特定緊急輸送道路沿道建築物については、平成28年度から、耐震化の費用や工事の影響を検討する専門家をアドバイザーとして派遣することで、設計の前段階の改修計画の作成を支援していきます。

項目	意見の概要	都の見解
マンションの耐震化	設計図書復元の建物調査に当たっては、調査者の力量によりその質、費用等に相当の開きが出るのが懸念される。調査の在り方について、都としても何らかの指針を示す必要があるのではないか。	都は、建築士団体と連携して建築士の技術力の維持・向上のための講習会を開催しています。また、診断についてのマニュアルを作成しており、調査方法についても規定しています。
防災上重要な公共建築物、災害拠点病院など	防災上重要な公共施設や災害拠点病院等については、大規模地震発生後にその機能が確保されなければならない。既に耐震性の確保が進んできている現状を踏まえ、今後は地震発生後の機能確保の観点から、非構造部材、建築設備についての耐震化を進めるべきではないか。	防災上重要な公共施設における非構造部材の耐震化については、国等で検討されている耐震診断・改修に関する動向を踏まえ、今後検討していきます。なお、都有建築物の改築工事においては、非構造部材の耐震化を順次実施しています。
	日常的に地域の医療を担っている診療所等は、財政面の脆弱性 <sup>もい</sup> などから耐震化が進んでいないが、多くの負傷者の発生が想定される震災時を考慮し、重点的な耐震化促進策を災害拠点病院だけでなく、医療施設全般に広げるべきではないか。	病院や診療所といった医療施設については、一定規模以上のものを特定建築物として耐震化の目標や促進施策を本計画に定めており、重点的に耐震化に取り組んでいます。また、都内全病院と東京都指定二次救急医療機関の診療所を対象として、耐震化工事に要する経費を補助し、医療施設に対する耐震化を促進しています。
普及啓発	耐震マークの実施は効果的である。民間が作成した商標も活用することで、相乗効果で更なる効果が期待できる。	今後とも、耐震マーク制度の拡大に向けて取り組んでいきます。
その他・全般	耐震化の促進には、都と地域の実情に精通した区市町村の連携協力が欠かせないが、区市町村ごとに取り組み方に差がある。都と区市町村とが連携協力して耐震化に取り組む環境づくりの一つとして、区市町村の担当職員を対象とした講習会を実施してはどうか。	都と区市町村とが連携して、都内で統一的に耐震化を促進していけるよう、行政間の連絡会議等を実施し、取組方法に関する情報を共有しています。
	区市町村ごとに補助金額にばらつきがある補助金制度を統一してほしい。	補助金額は区市町村が定める内容ですが、都としても都の補助制度を最大限活用するよう要請していきます。
	補強が困難な建物を耐震改修する有効な手段として、免震、制震補強がある。これらの補強設計には地震応答解析手法を用いるため、一般に大臣認定が求められることとなる。何らかの補足検討を求めることで、大臣認定を不要としていただきたい。	個別の補強設計に対する安全性の判断については、本計画で一律に定めるものではないため、所管行政庁等に案件ごとに判断を求めてください。